

教育委員会提出議案

第22号議案

豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年4月22日

豊島区教育委員会教育長 清野 正

豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則(平成27年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第17条中「含む。以下同じ。」を「含む。)又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が多様な性自認又は性的指向を持ち、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。以下同じ。)の相手方(以下「配偶者等」という。)」に改める。

第18条の見出し及び同条中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第19条第1項中「超過勤務」を「1月について24時間、1年について150時間を超えて超過勤務」に改める。

第26条の見出し中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改め、同条中「初期の」を「中の」に、「1回に限り」を「2回まで」に、「引き続く」を「合計」に

改める。

第30条第1項中「又は当該職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が認める者（以下「配偶者等」という。）」を「等」に改める。

第32条第1項各号列記以外の部分中「する場合」の次に「若しくはパートナーシップ関係となる場合」を加え、「親族」を「関係者（別表第5に掲げる者に限る。以下この条において同じ。）」に改め、同項第1号中「当該職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が認める」を「パートナーシップ関係となる」に改め、同項第2号中「親族（別表第5に掲げる親族に限る。）」を「関係者」に改める。

第33条の見出し中「看護」を「看護等」に改め、同条第1項中「小学校就学の始期に達するまでの」を「12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「含む。）」を「含む。以下この項において同じ。）又は次の各号のいずれかに該当する者であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に改め、「、その子」の次に「（次項において「養育する子」という。）」を加え、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事への参加をする」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保

健福祉手帳の交付を受けている者

- (2) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である者

第33条第2項中「4日」を「5日」に、「8日」を「10日」に改め、同条第3項及び第4項中「看護」を「看護等」に改める。

第35条第1項中「孫」の次に「（第35条の3において「対象家族」という。）」を加える。

第35条の2の次に次の2条を加える。

（対象家族が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第35条の3 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年豊島区条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第16条の4及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年豊島区規則第8号。以下「職員勤務時間規則」という。）第25条の4から第25条の6までの規定は、対象家族が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等について準用する。

（勤務環境の整備に関する措置）

第35条の4 勤務時間条例第16条の5及び職員勤務時間規則第25条の7の規定は、職員の勤務環境の整備に関する措置について準用する。

第36条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第36条の2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊島区条例第21号。以下「育児休業条例」という。）第18条並びに職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年豊島区規則第33号。以下「育児休業規則」という。）第17条及び

第18条の規定は、職員又はその配偶者等の妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等について準用する。

(勤務環境の整備に関する措置)

第36条の3 育児休業条例第19条及び育児休業規則第19条の規定は、職員の勤務環境の整備に関する措置について準用する。

別表第5中「親族」を「関係者」に、「父母の配偶者又は配偶者等の父母」を「父母の配偶者等又は配偶者等の父母」に、「子の配偶者」を「子の配偶者等」に、「祖父母の配偶者」を「祖父母の配偶者等」に、「兄弟姉妹の配偶者」を「兄弟姉妹の配偶者等」に、「伯叔父母の配偶者」を「伯叔父母の配偶者等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(説 明)

区長部局の規則改正に合わせ、本規則を改正するため本案を提出する。

豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則修正概要

1. 休暇・休業制度等について、パートナーシップ関係の相手方を対象に含む改正

豊島区では平成 31 年 4 月より「豊島区パートナーシップ制度」を開始した。令和 2 年 4 月より一部の休暇等制度については、同性パートナーを対象に含むよう条例・規則改正している。さらに、令和 5 年度に東京都の動向及び統一交渉の結果を受け、未導入の手当制度等も含めた見直しを行った。このたび区長部局において規則改正を行い、非常勤職員においても正規職員同様に休暇・休業制度等の充実を図ることとなったため、同様に規則改正を行う。

(1) 改正内容

休暇・休業等制度で配偶者を含む者のうち、これまでパートナーシップ関係の相手方を対象としていなかったものについて、対象に加えるため規則改正を行う。

(2) 改正条項

- 第 17 条 育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限 第 1 項及び第 2 項
- 第 30 条 出産支援休暇
- 第 32 条 慶弔休暇 第 1 項及び別表第 5

2. 子育て部分休暇の導入に伴う子育て制度見直しによる規則改正

職員の仕事と育児の両立支援の更なる充実を図るため、「部分休業」の対象拡大を目的とした休暇（子育て部分休暇）の導入に伴い、子育て制度全般の見直しを行った結果、下記のとおり規則改正を行う。

(1) 改正内容

子育て部分休暇の導入をきっかけに、子育てに関する休暇を全般的に見直す中で、他区との制度の内容を比較した結果、妊娠初期休暇の内容見直しを行い、休暇の対象及び要件・時間数の拡大を行った。また休暇の名称も「妊娠症状対応休暇」へ変更を行った。

(2) 改正条項

- 第 26 条 妊娠初期休暇

3. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正による規定整備

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正（令和7年4月1日施行）に伴い、子の看護のための休暇等の制度の見直し、及び介護離職防止のための措置等に係る規定整備を行う。

（1）改正内容

①子の看護のための休暇の見直し

休暇の取得事由及び休暇日数の拡大を行う。また、対象となる子の範囲を区独自に拡大し、小学校6年生以下の子（子に障害がある場合は、子が18歳到達後最初の3月31日まで）を対象とする。

②育児を行う職員の超過勤務制限の見直し

対象となる子の範囲を3歳に満たない子から小学校就学前の子に引き上げる。

③介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度等に関する周知の強化

以下について、新たに規定の整備を行う。

- ・職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認
- ・職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供
- ・1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働の制限
- ・職場環境の整備（研修等の開催、相談体制の整備等）

④仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮等の新設

- ・職員が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た場合時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に個別の意向確認
- ・1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働の制限

（2）改正条項

第18条 3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限

第33条 子の看護のための休暇

第35条第1項 介護休暇

第35条の2 対象家族が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等（新設）

第35条の4 勤務環境の整備に関する措置（新設）

第36条の2 妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等（新設）

第36条の3 勤務環境の整備に関する措置（新設）

豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則（平成27年教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月31日 教育委員会規則第8号</p> <p>第1条～第16条（略）</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第17条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として、同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。第34条第1項並びに第35条第1項を除き、以下同じ。）</p>	<p>○豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月31日 教育委員会規則第8号</p> <p>第1条～第16条（略）</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第17条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として、同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。第34条第1項並びに第35条第1項を除き、以下同じ。）</p>

のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が多様な性自認又は性的指向を持ち、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。以下同じ。)の相手方(以下「配偶者等」という。))で当該子の親であるものが、深夜帯において常態として当該子を養育することができる者として該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜帯における勤務をさせてはならない。

2 前項の規定は、要介護者（第34条第1項並びに第35条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として、同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該

のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜帯において常態として当該子を養育することができる者として該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜帯における勤務をさせてはならない。

2 前項の規定は、要介護者（第34条第1項並びに第35条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として、同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該

児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。第34条第1項並びに第35条第1項を除き、以下同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が多様な性自認又は性的指向を持ち、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。以下同じ。)の配偶者等)で当該子の親であるものが、深夜帯において常態として当該子を養育することができる者として該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

(平29教委規則6・一部改正)

(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第18条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。第34条第1項並びに第35条第1項を除き、以下同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜帯において常態として当該子を養育することができる者として該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

(平29教委規則6・一部改正)

(3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第18条 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

(平29教委規則6・一部改正)

(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第19条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第20条～第25条 (略)

(妊娠症状対応休暇)

第26条 妊娠中の女性の職員が妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合には、その者の請求に基づき、1回の妊娠について2

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

(平29教委規則6・一部改正)

(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第19条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第20条～第25条 (略)

(妊娠初期休暇)

第26条 妊娠初期の女性の職員が妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合には、その者の請求に基づき、1回の妊娠について

回まで、日を単位として合計 7日以内の休暇を与えるものとする。

(平31教委規則 3・一部改正)

第27条～第29条 (略)

(出産支援休暇)

第30条 職員がその配偶者等の出産にあたり、子の養育その他家事等を行う必要があると認められる場合には、その者の請求に基づき、休暇を与えるものとする。

2 前項における承認期間は、配偶者等の出産の前後を通じて、日を単位として4日以内とする。

(令2教委規則 4・一部改正)

第31条 (略)

(慶弔休暇)

第32条 職員が結婚する場合若しくはパートナーシップ関係となる場合又は職員の関係者(別表第5に掲げる者に限る。以下この条において

1回に限り、日を単位として引き続く 7日以内の休暇を与えるものとする。

(平31教委規則 3・一部改正)

第27条～第29条 (略)

(出産支援休暇)

第30条 職員がその配偶者又は当該職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が認める者(以下「配偶者等」という。)の出産にあたり、子の養育その他家事等を行う必要があると認められる場合には、その者の請求に基づき、休暇を与えるものとする。

2 前項における承認期間は、配偶者等の出産の前後を通じて、日を単位として4日以内とする。

(令2教委規則 4・一部改正)

第31条 (略)

(慶弔休暇)

第32条 職員が結婚する場合又は職員の親族が死亡した場合、その者の請求に基づき、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当

同じが死亡した場合、その者の請求に基づき、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で休暇を与えるものとする。

(1) 職員が結婚する場合又はパートナーシップ関係となる場合 引き続き7日

(2) 職員の関係者が死亡した場合 引き続き別表第5に掲げる日数

2 前項第2号の場合において、遠隔の地に旅行する必要があるときは、実際に要する往復日数を加算することができる。

(平31教委規則3・令2教委規則4・一部改正)

(子の看護等のための休暇)

第33条 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。）又は次の各号のいずれかに該当する者であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事への参加をすることをいう。）のため勤務しないこと

該各号に定める日数の範囲内で休暇を与えるものとする。

(1) 職員が結婚する場合又は当該職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が認める場合 引き続き7日

(2) 職員の親族（別表第5に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 引き続き別表第5に掲げる日数

2 前項第2号の場合において、遠隔の地に旅行する必要があるときは、実際に要する往復日数を加算することができる。

(平31教委規則3・令2教委規則4・一部改正)

(子の看護のための休暇)

第33条 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当と認められる場合には、その者の請求に基づき、休暇を与えるものとする。

が相当と認められる場合には、その者の請求に基づき、休暇を与えるものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(2) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である者

- 2 前項における承認期間は、一の年度において、原則として、日又は時間を単位として 5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）以内とする。
- 3 1時間を単位として与えられた子の看護等のための休暇を日に換算する場合は、その者の1日あたりの平均勤務時間をもって1日とする。
- 4 前2項による規定のほか、子の看護等のための休暇の取扱いについては、年次有給休暇の取扱いの例による。ただし、子の看護等のための休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日

- 2 前項における承認期間は、一の年度において、原則として、日又は時間を単位として 4日（養育する子が2人以上の場合にあっては、8日）以内とする。

- 3 1時間を単位として与えられた子の看護のための休暇を日に換算する場合は、その者の1日あたりの平均勤務時間をもって1日とする。

- 4 前2項による規定のほか、子の看護のための休暇の取扱いについては、年次有給休暇の取扱いの例による。ただし、子の看護のための休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に

数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

(平29教委規則6・令2教委規則4・一部改正)

第34条 (略)

(介護休暇)

第35条 職員がその配偶者等、父母、子、配偶者等の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫 (第35条の3において「対象家族」という。) で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者(各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。)の介護を行うため勤務しないことが相当と認められる場合には、その者の請求に基づき、休暇を与えるものとする。

2～5 (略)

第35条の2 (略)

(対象家族が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第35条の3 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年豊島区条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第16条の4及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成10年豊島区規則第8号。以下「職員勤務時間規則」という。)第25条の4から第25条の6

1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

(平29教委規則6・令2教委規則4・一部改正)

第34条 (略)

(介護休暇)

第35条 職員がその配偶者等、父母、子、配偶者等の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者(各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。)の介護を行うため勤務しないことが相当と認められる場合には、その者の請求に基づき、休暇を与えるものとする。

2～5 (略)

第35条の2 (略)

(新設)

までの規定は、対象家族が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等について準用する。

(勤務環境の整備に関する措置)

第35条の4 勤務時間条例第16条の5及び職員勤務時間規則第25条の7の規定は、職員の勤務環境の整備に関する措置について準用する。

第36条 (略)

(平29教委規則6・平29教委規則10・一部改正)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第36条の2 職員の育児休業等に関する条例(平成4年豊島区条例第21号。以下「育児休業条例」という。)第18条並びに職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成4年豊島区規則第33号。以下「育児休業規則」という。)第17条及び第18条の規定は、職員又はその配偶者等の妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等について準用する。

(勤務環境の整備に関する措置)

第36条の3 育児休業条例第19条及び育児休業規則第19条の規定は、職員の勤務環境の整備に関する措置について準用する。

(新設)

第36条 (略)

(平29教委規則6・平29教委規則10・一部改正)

(新設)

(新設)

第37条～第42条 (略)

附 則 (令和7年4月22日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

別表第1～第4 (略)

別表第5 (第32条関係)

(令2教委規則4・全改)

<u>関係者</u>	日数
配偶者等	7日
父母	7日
子	7日
祖父母	5日 (代襲相続の場合7日)
孫	3日
兄弟姉妹	3日
父母の配偶者 <u>等</u> 又は配偶者等の父母	3日 (生計を一にする場合7日)
伯叔父母	3日 (代襲相続の場合7日)
子の配偶者 <u>等</u> 又は配偶者等の子	3日 (生計を一にする場合7日)
祖父母の配偶者 <u>等</u> 又は配偶者等の祖父母	1日 (生計を一にする場合5日)
兄弟姉妹の配偶者 <u>等</u> 又は配偶者等の	1日 (生計を一にする場合3日)

第37条～第42条 (略)

別表第1～第4 (略)

別表第5 (第32条関係)

(令2教委規則4・全改)

<u>親族</u>	日数
配偶者等	7日
父母	7日
子	7日
祖父母	5日 (代襲相続の場合7日)
孫	3日
兄弟姉妹	3日
父母の配偶者又は配偶者等の父母	3日 (生計を一にする場合7日)
伯叔父母	3日 (代襲相続の場合7日)
子の配偶者又は配偶者等の子	3日 (生計を一にする場合7日)
祖父母の配偶者又は配偶者等の祖父母	1日 (生計を一にする場合5日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者等の兄	1日 (生計を一にする場合3日)

兄弟姉妹		弟姉妹	
伯叔父母の配偶者等	1日	伯叔父母の配偶者	1日